

社会福祉法人 すみれ会行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを図る。
企業トップ等による女性の活躍推進及び能力発揮に向けた職場風 土の改革に関する

<対策>

- 令和 2 年 4 月～ 職員へ実態の周知をする。
管理者による研修を更に進める。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：新規採用者を 3 年まで勤続できるような職場環境を整える。

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報
- 令和 4 年 4 月～ 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施
- 令和 4 年 4 月～ 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発。
- 令和 4 年 4 月～ 若手の労働者を対象とした仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成のための研修・説明会等の実施。